

[事案 27-178]がん給付金支払請求

・平成 28 年 2 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

「がんの治療を直接の目的として入院していること」に該当するとして、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 9 年 8 月に契約したがん保険について、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 自分は子宮体癌と診断され、本件入院は腹腔鏡手術を受けるための入院であり、がん治療を目的とした入院であった。
- (2) 結果的に腹腔鏡手術は行われなかったが、これをもって本件入院が腹腔鏡手術を受けるための入院であったことに影響はない。
- (3) したがって、本件入院は、「がんの治療を直接の目的として入院していること」に該当する。

<保険会社の主張>

本件入院は、腹腔鏡手術を受けるための減量を主たる目的としたものであり、がん治療を直接の目的とした入院ではないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の治療経過を把握するため、申立人に対して事情聴取を実施した。

2. 裁定結果

「がんの治療を直接の目的として」とは、摘除手術、抗がん剤治療および放射線治療等、がんそのものに対する処置を意味するところ、本件入院は減量目的と手術前の合併症管理を目的とした食事制限、リハビリ、ワーファリンコントロールの処置であることから、「がんの治療を直接の目的として入院している」とは言えないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見いだせないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規定第 37 条にもとづき手続を終了した。